

高病原性鳥インフルエンザに係る部局長連絡会議資料

- 1 香川県における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認について P 1

- 2 野鳥における鳥インフルエンザの状況について P 7
 - (1) 韓国の野鳥における高病原性鳥インフルエンザ等の状況
 - (2) 北海道の野鳥における高病原性鳥インフルエンザ等の状況

- 3 京都府の対応について P 12
 - (1) 家きんへの対応
 - (2) 野鳥への対応

- 4 各部局の役割分担について P 16

1 香川県における高病原性鳥インフルエンザ
疑似患畜の確認について

香川県における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認について

令和2年11月5日
危機管理部
農林水産部

11月5日の香川県の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されましたので、発生の概要と本府における対応状況について下記のとおり御報告します。

記

1 発生概要

○香川県三豊市 採卵鶏（約33万羽）

11月4日 死亡羽数の増加の通報簡易検査陽性

11月5日 遺伝子検査（PCR検査）の結果、疑似患畜（H5亜型）を確認
殺処分等の防疫措置を開始

2 京都府の対応

本日15時45分から山下副知事をトップに部局長連絡会議を開催し、警戒態勢を強化

（1）家きん飼養者への対応

① 異常の有無の確認と情報提供

- ・11月5日 100羽以上の家きん飼養農場(63農場)に電話連絡し、全農場で異常がないことを確認
- ・11月5日 全家きん飼養者(422戸)に家畜保健衛生所から衛生情報を発出し、防鳥ネットや飲水消毒の点検、鶏舎入退時の消毒など、本病の侵入防止対策を徹底

② これまでの対応（強化巡回実施）

- ・100羽以上家きん飼養農場を11月から毎月巡回し、予防対策の徹底及び異常家きん発生時の早期通報を指導

（2）野鳥への対応

野鳥の監視強化 対応レベル2→3

① 監視強化重点箇所の巡視強化中

鳥類が集団飛来する河川、ため池（養鶏場付近含む）等36箇所野鳥の異常を重点監視中（11/5現在：異常なし）

② 死亡野鳥等の簡易検査実施

検査優先種1は1羽、検査優先種2は1羽、検査優先種3は3羽、
その他の種は5羽から調査を実施

【府内での検査状況：4/21 京都市 キレンジャク3羽（陰性）】

高橋 畜産課長 4980

田村 農村振興課長 4905

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患者の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

[Tweet](#)[印刷](#)令和2年11月5日
農林水産省

本日、香川県三豊市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患者が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日7時50分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について議論します。当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。なお、我が国では、これまで家さん肉及び家さん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

1. 農場の概要

所在地：香川県 三豊市
飼養状況：採卵鶏(約33万羽)

2. 経緯

- (1) 11月4日、香川県は、死亡採卵鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- (2) 同日、当該採卵鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (3) 本日、当該採卵鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患者であることを確認。

3. 今後の対応

本日7時50分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の防疫措置について速やかに検討するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養家さんの殺処分及び焼却又は埋却、
 - (2) 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
 - (3) 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家さん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようするため、農林水産省の課長級職員を現地に派遣。
6. 香川県の殺処分及び焼却・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 感染経路等の究明のため、疫学調査チームを派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
9. 関係省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部
日時：令和2年11月5日(木曜日)7時50分
場所：農林水産省本館7階 講堂
所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

5. その他

- (1) 我が国では、これまで家さん肉及び家さん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用している取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

総理指示(PDF：93KB)

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平
代表：03-3502-8111(内線4581)
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX番号：03-3502-3385

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、嚴重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

令和2年11月5日
香川県鳥インフルエンザ対策本部

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 及び「香川県鳥インフルエンザ対策本部会議」の開催について

本日、本県三豊市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

これを受け、香川県は、本日8時30分から、香川県鳥インフルエンザ対策本部会議を開催します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家さん等の移動を自粛しています。

なお、日本では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

1. 農場の概要

所在地：香川県三豊市

飼養状況：採卵鶏（約33万羽）

2. 経緯

- (1) 令和2年11月4日(水)、当該農場管理者から西部家畜保健衛生所西讃支所に「死亡羽数の増加」との連絡がありました。
- (2) 同日、西部家畜保健衛生所西讃支所が立入検査を行い、簡易検査を実施したところ、13羽中11羽(死亡鶏11羽中11羽、生存鶏2羽中0羽)の陽性を確認しました。
- (3) 昨日から、東部家畜保健衛生所において遺伝子検査を行い、本日判明した結果を農林水産省に送付したところ、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

3. 今後の対応

本日8時30分から、「香川県鳥インフルエンザ対策本部会議」を開催し、今後の防疫措置について速やかに検討するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- (1) ① 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼却又は埋却、
② 農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
③ 半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

4. 香川県鳥インフルエンザ対策本部会議の開催

日 時：令和2年11月5日（木） 午前8時30分～

場 所：県庁12階 大会議室

議 題：（1）高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
（2）防疫措置について

参集範囲：香川県鳥インフルエンザ対策本部

本部長（知事）

副本部長（副知事）

本部員（審議監、政策部長、総務部長、危機管理総局長、
環境森林部長、健康福祉部長、商工労働部長、交流推進部長、
農政水産部長、土木部長、教育長、警察本部長）

事務局（農政課、畜産課）

出席者： 約25名

5. その他

- （1）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- （2）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

2 野鳥における鳥インフルエンザの状況について

野鳥における鳥インフルエンザの状況について

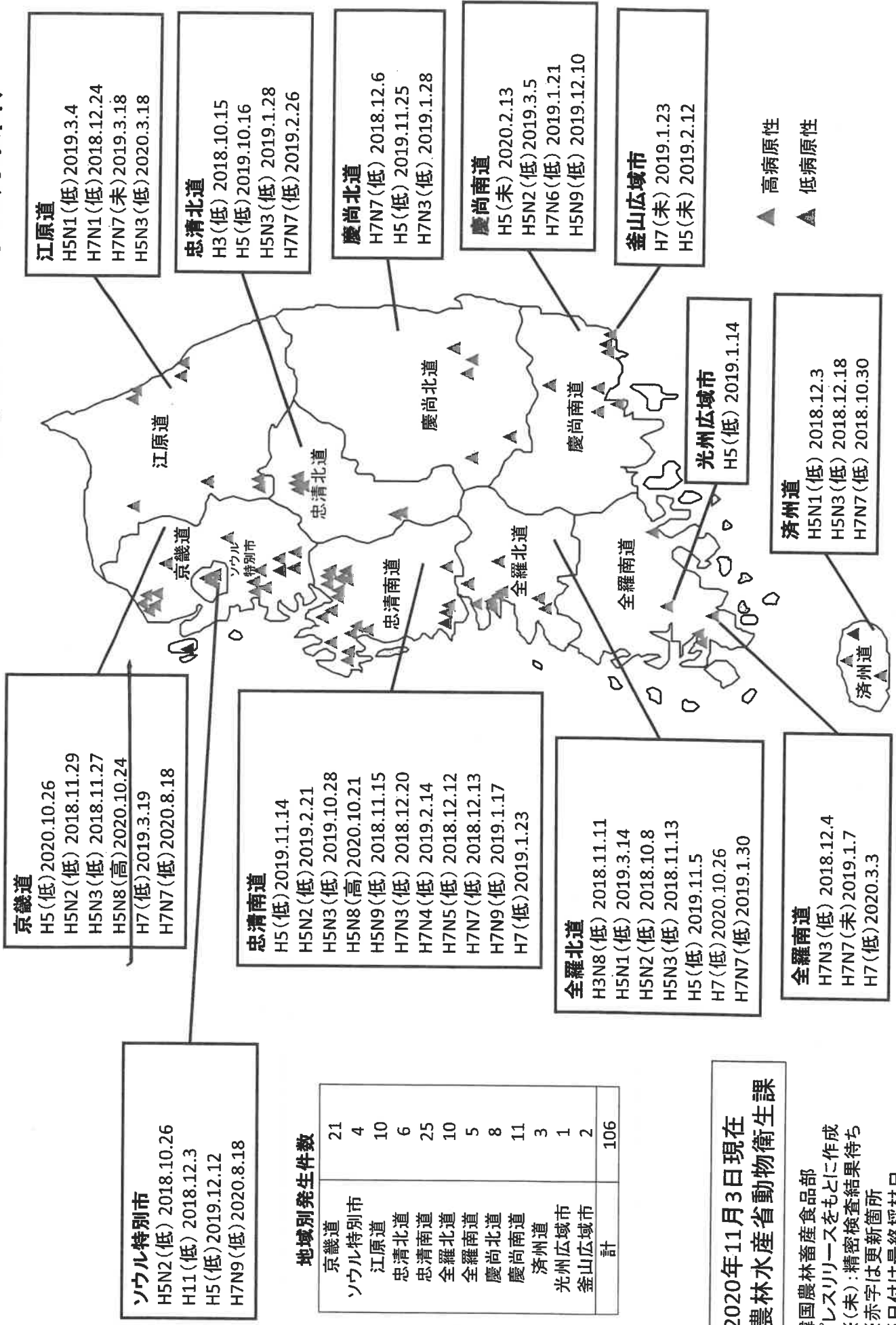
(1) 韓国の野鳥における高病原性鳥インフルエンザ等の状況

確認日（採取日）	場 所	検査材料	病原性	ウイルス亜型
R2. 10. 25 (10. 21)	忠清南道天安市	糞便	高	H5N8

(2) 北海道の野鳥における高病原性鳥インフルエンザ等の状況

確認日（採取日）	場 所	検査材料	病原性	ウイルス亜型
R2. 10. 30 (10. 24)	北海道紋別市	糞便	高	H5N8

韓国における野鳥からの鳥インフルエンザウイルスの分離事例 (2018年10月以降)



北海道の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査 陽性について

<北海道同時発表>

令和2年10月30日(金)

北海道大学が独自で実施している野鳥糞便調査において、10月24日(土)に北海道紋別市で採取した野鳥糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出(陽性)された旨の報告がありました。この報告を受け、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

なお、国内での高病原性鳥インフルエンザの確認は今シーズン初めてとなります。

1. 経緯

- 10月24日(土) ・北海道紋別市で野鳥の糞便を採取
- 10月30日(金) ・北海道大学が検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出
- ・採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

2. 今後の対応

- (1) 北海道において、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定やさらなる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的として緊急調査を実施し、鳥類調査、死亡野鳥調査等を実施予定です。概要等については北海道のホームページで御確認ください。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.htmlに掲載)に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。

※野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、本日別報において「対応レベル2」に引き上げ済みであり、引き続き監視を強化します。

<http://www.env.go.jp/press/108622.html>

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いします。
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課		
鳥獣保護管理室		
直通	03-5521-8285	
代表	03-3581-3351	
室長	川越 久史	(内線 6470)
企画官	立田 理一郎	(内線 6465)
係長	小西 美代	(内線 6477)
担当	近藤 千尋	(内線 6676)

3 京都府の対応について

京都府の対応について

(1) 家きん飼養者への対応

○異常の有無の確認と情報提供

① 異常家きんの有無

11月5日に100羽以上の家きん飼養農場(63農場)に電話連絡し、全農場で異常がないことを確認

② 情報提供と注意喚起

11月5日に全家きん飼養者(422戸)に家畜保健衛生所から衛生情報を発出し、防鳥ネットや飲水消毒の点検、鶏舎入退時の消毒など、本病の侵入防止対策を徹底

○これまでの対応

① 強化巡回実施(11月～3月の間、毎月1回以上実施予定)

100羽以上家きん飼養農場(63戸)を毎月1回以上巡回し、臨床検査を行うとともに、防鳥ネット、靴底消毒等のウイルス侵入防止対策の状況確認、予防対策の徹底及び異常家きん発生時の早期通報を指導

② 小規模農家への対策

100羽未満飼養農家(359戸)をシーズン前(8月～11月)に一斉点検中

③ 定期遺伝子検査

府内家きん農場で毎月10農場120羽の検査を実施中

・R2.4月から9月の実績：720羽陰性確認

(2) 野鳥への対応

○野鳥の監視 対応レベル2→3 (国内複数箇所発生時)

① 監視強化重点箇所の巡視強化中

鳥類が集団飛来する河川・ため池（養鶏農場付近含む）等の第1次重点箇所36箇所で週1回野鳥の生息状況の調査及び異常を監視

② 死亡野鳥等の簡易検査実施

検査優先種1、2は1羽以上、3は3羽以上、それ以外の種は同一場所で5羽以上死亡している場合に検査を実施。

・今年度は、1事例の検査陰性を確認済（キレンジャク死亡個体（4月 京都市））

(参考) 野鳥における対応レベルと対応内容

対応レベル	発生状況	鳥類生息状況等調査		ウイルス保有状況調査（同一箇所死亡している野鳥の検査※）			
		監視重点箇所	頻度	検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種
1	通常時	—	—	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
2	近隣国発生時	第1次重点箇所	2週に1回	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
	国内単一箇所発生時	第1次重点箇所 又は 第2次重点箇所 府内又は 隣接府県発生時	週に1回				
3	国内複数箇所発生時	第1次重点箇所 又は 第2次重点箇所 府内又は 隣接府県発生時	週に1回	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
	監視重点区域内発生地点から半径10km圏内	監視重点区域内の第3次重点箇所	週に1回	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
備考		第1次重点箇所：36箇所 第2次重点箇所：65箇所 第3次重点箇所：118箇所		17種 カモ目(10種) (オトリ、白鳥等) カイツブリ、ユリカモ、 オオカ、バブサ等	11種 カモ目(5種) (マカモ、スガモ等) オオバン、ノスリ、 クマカ、フクロ等	1,2以外の カモ目、タカ目 フクロ目等 (カルカモ、カリウ、アオサ キ、チョウゲンボウ等)	1~3以外の 全ての野鳥

香川県で高病原性鳥インフルエンザが発生しました！

- 高病原性鳥インフルエンザに感染した野鳥が国内に飛来しています。
- 予防対策の徹底をお願いします。

■ 発生の概要

- 発生農場：香川県三豊市(採卵鶏33万羽)
- 経緯：11月4日 死亡鶏増加、簡易検査陽性
11月5日 遺伝子検査陽性(H5亜型)

予防対策3原則

①野生動物対策

野鳥やネズミなどが鶏舎内に侵入しないよう、防鳥ネットや鶏舎入口、壁などに破損や隙間がないかを点検してください。

②飲水対策

水道水を給与してください。(井戸水等を給与する場合は塩素等で消毒してください。)

③消毒の徹底

鶏舎内へ入る時は必ず消毒し、鶏舎周囲には消石灰を散布してください。

STOP !



○急に死亡羽数が増えるなどの異状が見られたら、
すぐに下記まで連絡して下さい。

京都府中丹家畜保健衛生所 福知山市字半田371-2
TEL 0773-25-1860 FAX 0773-25-1861
(休日・夜間は転送されます)

4 各部署の役割分担について

各部署の役割分担について

部 名 等	主な事務分掌	主要な関連業務
危機管理部長 防災監 農林水産部副部長 (事務局) ・危機管理総務課 ・災害対策課 ・原子力防災課 ・消防保安課 ・農政課	①府対策本部の運営に関する事 ・各部局との連絡調整 ・府対策本部会議の開催 ・現地対策本部との連絡調整 ・関係機関への情報伝達 ②対策全般の総合調整に関する事 ③国・市町村との連絡調整に関する事 ④情報・データの一元管理に関する事 ⑤定時記者発表等広報に関する事 ⑥府民相談窓口の運営に関する事 (府民環境部と共管) ⑦広域振興局との調整に関する事	
農林水産部	①防疫(家畜、野生動物等)対策に関する事 ②府対策本部との調整に関する事 ③家畜保健衛生所との調整に関する事 ④農林水産省・環境省との連携・調整に関する事 ⑤専門家会議の運営に関する事 ⑥防疫資材の確保に関する事 ⑦風評被害対策に関する事	・防疫措置計画の作成 ➢農場防疫対策・周辺農場対応 ➢消毒ポイントの選定、資機材確保 ・緊急動員職員の後方支援 ➢バス、トラックの調達(緊急動員職員及び備蓄資材運搬) ➢備蓄防疫資材の運搬 ➢緊急動員職員の受付及び送付
知事直轄組織 (知事室長G) (会計管理者G) (職員長G)	①報道機関との調整等に関する事 ②緊急支出の審査・支払に関する事 ③職員の動員及び動員者の健康管理の総合調整に関する事	・プレスリリース及び本部会議開催に係る報道機関調整 ・緊急動員及び本格動員職員の招集 ・旧婦人相談所の駐車場管理
総務部	①緊急予算編成、要望等に関する事 ②焼・埋却地の選定等に関する事 (市町村との調整) ③防疫資材の確保に関する事(農林水産部と共管)	・防疫資材等の購入に係る予算対応 ・焼埋却地所管市町村と必要に応じた調整(現地対策本部補佐) ・防疫資材等の調達事務 ・制限区域等の公告
政策企画部	防疫活動の支援に関する事	・緊急動員職員、本格動員職員の派遣
府民環境部	①府民相談窓口の運営に関する事 (本部事務局と共管) ②埋却地周辺に係る水質等環境検査、環境省との連絡調整に関する事	・府民からの健康等に関する相談対応 ・動員職員等の健康管理 ・焼却施設の目的外使用に係る手続き ・埋却地周辺の水質等環境検査
文化スポーツ部	私立学校及び府立の大学との情報連絡等に関する事	・家畜等を飼育している所管大学等への情報提供及び情報収集・飼育家畜への感染防止対策指導等

部 名 等	主な事務分掌	主要な関連業務
健康福祉部	①地域住民、防疫従事者、農場作業員の健康対策に関すること（知事直轄組織と共管） ②食肉処理施設、食鳥処理施設等に関すること ③動物取扱業に関すること ④愛玩動物に関すること ⑤保育園、介護施設等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・府民等の健康に関する相談窓口 ・農場等動員職員等の感染防御対策等健康管理対策指導 ・食肉処理場、食鳥処理場及び動物取扱業者に対する情報提供及び発生防止対策指導 ・家畜等を飼育している所管保育園等への情報提供・情報収集
商工労働観光部	①特別経営相談に関すること ②観光対策に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・府内企業等からの相談対応 ・観光客等への風評被害防止対策
建設交通部	①道路等の消毒ポイントにおける消毒に関すること ②消毒資機材等の輸送調整に関すること ③建設業協会等との調整に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイントの設営 ・消毒ポイントの初期の運営 ・運搬車両不足時等の調整
議会事務局	府議会議員との情報連絡等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・プレスリリース、本部対策会議内容等の伝達
監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	防疫活動の支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急動員職員、本格動員職員の派遣
教育庁	①公立学校等との情報連絡等に関すること（学校給食を含む。） ②学校飼育動物の適正な飼養管理の徹底に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜等を飼育している公立学校等への情報提供と情報収集 ・公立学校飼育家畜等への感染防止対策
府警本部	①発生地域、消毒ポイント等の警戒警備・混乱防止に関すること ②治安の維持、防犯対策に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・農場周辺の立入制限場所の警戒警備及び交通安全対策 ・車両消毒ポイントでの交通安全対策
現地対策本部 （広域振興局）	①現地対策本部の運営に関すること ②市町村等との連絡調整に関すること ③焼・埋却地に関する地元調整に関すること ④消毒ポイントの現地運営に関すること ⑤家畜保健衛生所の支援に関すること ⑥防疫資材以外の必要物品の確保に関すること（現地のテント、簡易トイレ等）	

(参考) 過去の家きん及び野鳥等国内発生状況 (H21 年度～R2 年度)

区分		病原性	H21	H22	H23	H24	H25	H26
家きん発生件数 (殺処分羽数)		高	0	24 (188 万)	0	0	0	6 (38 万)
		低	6 (160 万)	0	0	0	0	0
野鳥	死亡野鳥	高	0	60	0	0	0	8
		低	0	0	2	0	0	1
	糞便	高	0	0	0	0	0	0
		低	14	12	27	27	27	27
区分		病原性	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
家きん発生件数 (殺処分羽数)		高	0	12 (167 万)	1 (9 万)	0	0	1 (30 万)
		低	0	0	0	0	0	0
野鳥	死亡野鳥	高	0	210	46	0	0	0
		低	0	0	3	1	0	0
	糞便	高	0	0	0	0	0	1
		低	35	56	40	14	4	0